



八重瀬町

あなたと議会をむすぶ

議会だより

第70号

題字：石川 健



- 一般質問 2P~14P
- 令和5年 第3回臨時会 第4回定例会 議事報告 .. 15P~16P
- 意見書 17P~19P

令和5年8月

◆発行：八重瀬町議会
 ◆編集：議会広報委員会
 電話(098) 998-2201
 FAX(098) 998-8256
 E-mail gikai@town.yaese.lg.jp
<http://www.town.yaese.okinawa.jp/>

〒901-0492
 沖縄県八重瀬町字東風平1188番地



八重瀬町議会会議録検索
 ※議事録の掲載は会議終了から
 数か月を要します。



一般質問 令和5年6月15日～19日

一般質問は議員本人の原稿に基づいて掲載しています。



玉城 義彦 議員

中学校部活動指導員への報償支払い手続きは

中学校部活動指導員配置要綱に基づき支給

質問 中学校部活動指導員配置支援事業、指導者への報償費はどのような手続きで支払われるのか。

教育長 八重瀬町立中学校部活動指導員配置要綱に基づき、実績をもって支給する。

学校給食センターの人員不足の解消は

補充できない状況引き続き募集行っ

教育次長 学校長から指導員配置について教育長に提出、任命については学校教育に理解があり適切に指導できる、教育現場にふさわしい人格を持っている、競技の専門指導ができる等を加味して教育長が精査し決定して通知する。

質問 学校給食センターで

は、人員不足等の原因で4月度の献立変更等が発生したと聞く。人員不足解消を含め5月末時点での現状及び残存している問題・課題は。

教育長 東風平給食センターの調理員17名の募集に対し13名の採用で4名欠員の募集に対し1名採用で2名欠員。改善策としては調理済み食材やカット済み食材の使用など外部発注を図り対応している。調理員については引き続き募集を行う。

教育次長 調理員の募集については、職安や派遣会社への委託等を行っていたが、どうしても補充できない状況。調理業務等を早めに民間委託し、前倒しで人員配置について検討して学校給食の安定供給に支障がないようにしていく。

中央公民館建設パブリックコメント等の計画は

計画の変更等が生じた場合は必要に応じて町民の意見をお聞きしたい

質問 建設計画中の中央公民館についてはどのような機能を持たせるのか、建設場所、規模、予算等は。

町長 計画している機能は、近代資料館、事務室、舞台ホール、会議室で、規模は約720坪、予算は20億円、23億円を見込んでいます。位置はまだ確定していません。

質問 町民が活用しやすい施設にするため、ワークショップ、シンポジウム、アンケート実施、パブリックコメントを募る計画は。

町長 平成30年度にアンケート調査、パブリックコメントを行っている。大幅な計画の変更等が生じた場合は必要に応じて町民の意見をお聞きしたい。

副町長 町民が利用しやすい施設、補助金等に縛られない施設が第一条件。八重瀬町内の各種団体と相談しながら、必要に応じて町民へのパブリックコメント、アンケート調査等も検討したい。



老朽化が進む中央公民館

その他質問
・要介護者・障害者の支援について

質問 子ども家庭庁ではこどもの居場所づくりを推進するとしている。本町のこどもの居場所づくりに対する見解、取り組みについて伺う。

町長 全ての子どもが、安全で安心して過ごせる居場所があり、様々な学びや外遊びの機会に触れ合うことで、自己肯定感を高め、子

こどもDAY、こどもTIME実施で居場所づくりを

検討していきたい



宮城 勝也 議員

質問 こども達が放課後や休日に自由にのびのびと過ごせる居場所として、役場町民ホール、運動公園、体育施設、公民館などを開放、予約なしで利用できる「こどもDAY」「こどもTIME」(仮称)を実施できないか。

町長 関係各課で連携し検討していきたい。

どもにとって幸せな状態で成長し、社会で活躍しているよう、地域、行政が共助、補助することが重要だと考える。

取り組みとしては、図書館や児童館、学童クラブ、特定のニーズをもつ子どもが対象となる拠点型子どもの居場所事業や放課後児童デイ、こども食堂等を設置している。

食育推進に栄養教諭が重要な役割

連携して給食提供に努める

質問 学校及び給食における「健康やえせ21・食育推進計画」の取り組み状況は。

教育長 各学校において食に関する指導計画を策定、家庭科等で指導を行うている。給食センターにおいては、献立表、給食だよりの配信等により保護者へ啓発。町産野菜を使用し地産地消への理解を深め、使用割合を高めるよう努める。

質問 食育の推進には栄養教諭の役割は重要。調理業務民間委託事業や新たな給食センター建設計画においても関わりを持たせ、現場の声をしっかり反映させるべきだ。

学校教育課長 栄養教諭は学校長の管理のもと、業務を行っている。引き続き連携して給食の提供に努めていきたい。

進展のない議会動画配信

議会の合意をまとめてほしい

質問 議長に対し議会動画配信を求めてきたが進展がない。町長からも議会に申し入れていただけないか。

町長 個人的には前向きに進めて構わない。まずは議会議員の合意を取りまとめたい。その上で、検討していきたい。

カスタマーハラスメント対策条例化し毅然と対応を

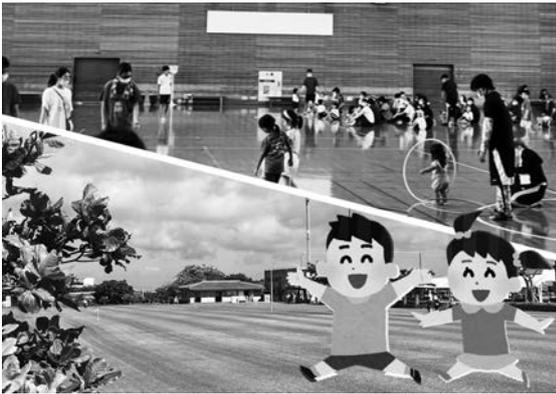
今後条例化していくだろう

質問 立場の優位性を盾に悪質・理不尽な要求やSNSを使った名指しの批判、動画・画像の投稿などカスタマーハラスメント行為は、町政運営・職員の職務執行、町民サービスに支障を与える。法的な拘束力をもたず罰則規定を含めた条例化し、毅然とした姿勢を示すべきではないか。

副町長 職員を守るため、声を上げるためにも必要。今後条例化していくものと考えている。

その他質問

- ・放課後児童クラブについて
- ・教育行政(交通安全、Wi-Fi、音楽楽器)について
- ・中央公民館建設計画について



こどもの居場所を増やそう(東風平運動公園体育館、多目的広場)



(旧平松スーパー付近の排水溝)

質問 安里富盛線の排水溝における現状把握と対策について伺う。
町長 安里富盛の当該箇所を確認したところ、排水溝と道路の段差や亀裂等が確認できました。対策につい

地域課題について
早急な整備を



平良 真也 議員

ては、優先順位等を考慮し、早急な整備に取り組んでいく。

土木建設課長 当該箇所につきましては、去年も地域からの要請もございまして早急な対応をしていきたい。ただし、予算的なものもございしますので、考慮しながら対策を考えていきたい。

玻名城土地改良区(ニシンジャバル)内土砂崩れについて
再事業計画検討を

質問 玻名城土地改良区内での土砂崩れ、更に被害が出る前に点検・調査が必要かと思うが。

町長 玻名城地区の災害復



(ニシンジャバル)

旧事業で整備された法面箇所の周辺において、一部法枠等の変状が見受けられ経過観察を行いながら、再調査及び再事業計画の検討を行なっていく。

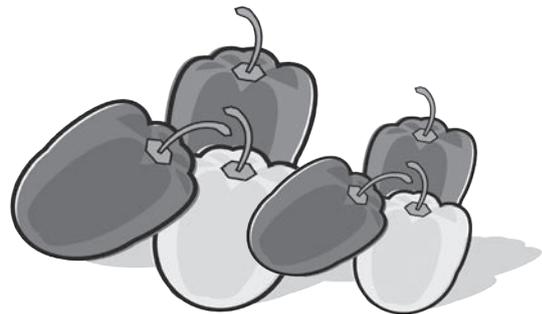
農業振興に
関係団体と連携して対応

質問 本町においては、「特定地域経営対策事業」「沖縄型耐候性園芸施設整備事業」「農林水産物条件不利性解消事業」等、経営に直結する事業がある。農家、関係団体と一体となり予算獲得へ向けて取り組む必要があるかと思うが。

南の駅やえせ
地元産品を
充実させていく

町長 本町の農業振興策における、当該事業の予算確保の重要性については、十分認識している。特に「大頓ピーマン選果場の機能強化」については、喫緊の課題であることから、去った2月にJA等の関係者とともに、農林水産省へ予算確保の要請行動を行って来た。今後も引続き、国・県の農業関係予算の動向を注視し、関係団体とも連携して対応していきたい。

質問 前指定管理者からきちんと引継ぎが行われ、迷惑をかけず引継ぎできたか。また、今後の連携について、具体的な方針があるか。
町長 前指定管理者からの引継ぎについては、取引農家の情報は個人情報とのことで名簿等の提供がなく、十分な周知ができずに苦情



が寄せられました。今後の連携については、JAの生産部会や町内事業者さんとの取引を拡大し、これまで以上に地元産品を充実させていく。

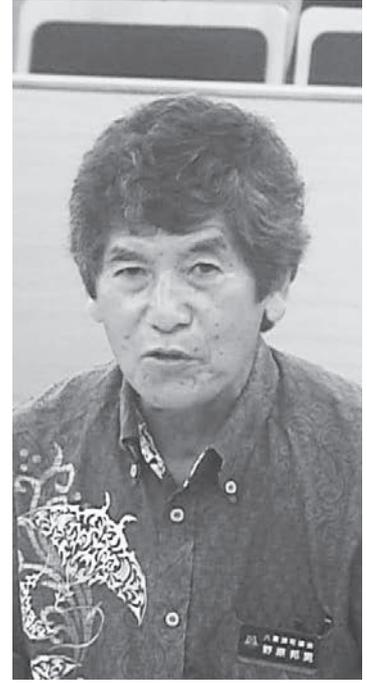
質問 戦後の荒廃した沖縄に1948年にハワイの県系人から豚550頭が送られ、各市町村に配られ繁殖し、沖縄の食料事情が改善された歴史がある。

当時のハワイの県系人たちは決して豊かな暮らしをしていたわけではありませんが、自分たちの生活を切り詰め沖縄を支援している。

沖縄県民とハワイの県系人との相互扶助の精神を次

の世代に引き継ぐために、県の主催する出前講座「ハワイから豚がやってきた！」を具志頭中学校、東風平中学校で実施できないか。

教育長 出前講座の実施につきましても毎月開催している八重瀬町教育連絡会（校長会）にて検討していく。



野原 邦男 議員

「ハワイから豚がやってきた！」の出前講座を中学校で実施できないか

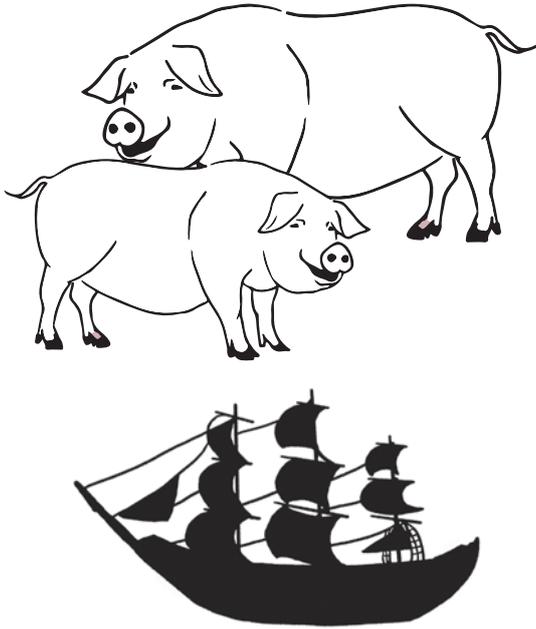
毎月開催している校長会で検討する

八重瀬町歴史文化継承事業「移民・出稼ぎ編」について

できるだけその国の言語で検討する

質問 海外に渡った人々の子孫も今では3世、4世、5世の世代になり、日本語の習得は容易ではないと思う。令和7年度に発行予定の「八重瀬町歴史文化継承事業移民・出稼ぎ編」を英語、スペイン語、ポルトガル語に翻訳し、広く海外のヤエセンチュにも読んでもらえるように今から準備できないか。

教育長 現在の編纂事業においては英語、スペイン語、ポルトガル語にする計画はない。しかしながら今後、あいさつ文や海外の移民者から具体的に証言をいただいた部分に関してはできるだけその国の言語と、日本語に翻訳したものを同時に掲載する方向で検討する。



八重瀬町から海外へ移民した人数は把握しているか

概ね把握しており、名簿の行政区別の整理を進めている

質問 戦前、戦後を通して八重瀬町から海外に移民した人数は把握しているか。またその名簿は現在の行政区別に整理できているか。

教育長 本町出身の海外移民の把握については名簿のデータ化まで終わっており概ね把握している。行政区別の整理については作業を進めているところである。



新垣 勝夫 議員

物価高騰による第1次産業への助成金について何う

社会情勢の動向を注視し、関係機関と連携して対応していく

質問 5月12日の臨時議会において燃料等購入費支援助成金60万円、農作物肥料購入助成金事業2000万円、農作業受託用機器燃料購入費助成事業2000万円、漁業者燃料購入費助成事業2000万円、畜産肥料購入費助成事業830万円、LED電球購入費助成事業3000万円、その合計金額、3590万円が可決された。これから先、国からの臨時交付金がなくとも、町自体で基金等の活用で助成していく考えがあるのか何う。

け、燃料、電気料金、農薬用資材等の価格高騰が長期化し、農業経営も大変厳しい状況にあるものと推察している。今後の支援事業については、社会情勢の動向を注視し、国、県の支援策の情報収集も含めて、JAE等関係機関と連携して対応していく。

要望 第一次産業の低迷は、第二次産業をはじめ脱化石燃料ビジネスまで大きな影響があり、地方自治体、ましては国家を揺るがす問題である。八重瀬町は「大地の活力と、うまみちめの魂が創りだす、自然

共生の清らまち」とうたっている。又、畜産功労者、神谷夏吉先生の「コメまけばコメが生える」とするならば、徳をば、まけよ徳が賣るぞ」の名言がある。今後とも、特に第一次産業が継続して行けるよう厚く保護をして頂けるよう要望する。

安心こども基金保育所等緊急整備事業(賃貸物件による保育所整備事業)について何う。

「八重瀬町子ども・子育て支援事業計画」に基づき調整する

質問 平成26年度、賃貸物件による保育所整備事業は待機児童を解消する為の事業で、来年度から事業期間が満期となることから、3件の質問する。①今後、閉園する保育所の分園は無いのか、②閉園に伴う待機児童は増えないか、その事により親御さんが失業を余儀なくされないか、③分園を継続していく為の町の施策を何う。

町長 ①次年度満期を迎える2園については、継続するとの報告があり、その他の園からは閉園したい旨の報告は無い。②継続が困難な施設がでた場合には「八重瀬町子ども・子育て支援事業計画」の申し込み見込み数と利用定員数とを比較し、計画に基づき施設の増減を調節していく。③保育所運営費にかかる公定価格の加算項目に「賃借料加算」があり、定員に応じた費用を委託費として毎月支給する。

八重瀬町中央公民館の老朽化に対して今後の見解を何う

生涯学習文化振興拠点施設として作業を進めていく

質問 5月26日に令和5年度八重瀬町文化協会の総会で、町長挨拶に「予算面は、大体目途は立った」とあった。私は、謝花昇を偲ぶ会をはじめ、町民が待ち望んでいた謝花昇資料館を含めた、生涯学習振興文化拠点施設がやっと出来るんだなど大変期待している。

基本計画から、完成までのタイムスケジュールを伺う。

副町長 令和5年度事業採択には至っていないが、現在計画では、順調にいけば令和9年度いっぱいまで完成させ、令和10年度から供用開始に向け考えている。

提案 町民の意見が多く反映される様、議員を含め、有識者、謝花昇を偲ぶ会等、多くのジャンルの方々を参画する、新たな委員会の発足を提案する。

副町長 資料館での展示物、歴史的な部分があるので、やはり専門的知識が必要となる。建設にあたっての規模、位置、その中身を検討するプロジェクトチームとは別に委員会みたいな作業部会の発足をこれから検討していく。

要望 文化は、未来への担い手の投資であり、インフラ整備と違い直ぐに結果が見えるものではない。謝花昇先生もきつと、謝花昇資料館が本人の生まり島、宇東風平へ戻れること望んでいる事でしょう。1日も早い生涯学習文化拠点施設の完成を期待する。



神谷 信夫 議員

区画整理事業の際に違法擁壁を
放置したのではないか

12条5項に基づいて安全性の報告をじっくり

質問 平成23年4月1日に建築基準法の取扱いで、土地区画整理事業における擁壁は、この条文には当てはまらないため、あらかじめ工作物の確認を受ける必要があり、その際は、擁壁の構造計算においてあらかじめ建築物の重量や基礎の位置等を想定して設計し、反映させておく必要がある。なお、道路法等他法令による擁壁等の工作物で他の法令・指針等により安全性を確保できるものについては、確認申請は省略することができる。しかし、道路法のことを何度説明しても

建築基準法の違法擁壁を解消することは言っていない。 **経済建設部長** 「沖縄県建築基準法取扱基準」では、道路と宅地同士の擁壁と区別して書かれていないと思われる。道路は道路、ここに書かれている「なお、道路法等」は道路工事の話ではなく、道路法に示されている他法令に基づく擁壁という言い方をしていると解釈している。 **質問** 3月定例議会の一般質問で経済部長が答弁の中で、沖縄県へ八重瀬町が安全性の報告を沖縄県へ順次

行っているところがある。ところが、県はこの件に関して内容の打ち合わせを行っていない。また、内容の協議を行っていないでした。これは、3月の答弁は間違っていないか。 **経済建設部長** 3月定例議会において、我々は特定行政庁の沖縄県を超えた判断は出来ない。その中で、令和4年に『土地区画整理事業で築造される個人宅地造成擁壁の建築基準法の適用の有無と正しい解釈の調査審議を求める陳情』が沖縄県議会に出され、昨年3月に土木環境委員会において審議されている。当時の建築指導課長の答弁は「擁壁の工法を選定する際には現場の状況や土質とかいろいろなものを検討し工法を決定していきます。自立式擁壁は土木の土工指針にも掲載されています。建築基準法の擁壁でないと敷地の安全性が確保できないということではなく、実際の確認申請の事務においては、様々な宅地に面する擁壁があり、その中で、土木の高度な検証に基づいて設置しているものがございます。一番大事なものは敷地の安

全性があるかどうかの判断で、擁壁の安全性が確認された場合は擁壁に隣接して建築できるということですね。」我々は県の見解に基づいて3月定例議会の答弁書を作成しており問題は無いと考えている。 **質問** 30年前、その時に工期の短縮とか、施工の方法とかという段階のなかで、自立型ではなくて、L字型の全面一体型を採用すると敷地の境界から2〜3メートルぐらい離してあげる必要があり、建物取り壊しが出てくる。それをしないためにこの自立型を採用したのではないか。 **経済建設部長** 当時の担当者地質とかいろいろな諸条件を勘案した結果、自立式を選択したということである。その当時造った擁壁の周辺は崖地扱いされずに既に建築物が近くにできて

関わる大事なことで、建物を建てるときに、建築確認申請をする。そして建てたあと、工事完了検査の7条申請をする。この建物は、安全、安心な建物ですと、この6条、7条をもらって初めて素人の地権者は安心する。しかし、それが無い。地権者は、宅地造成擁壁について法令で定めている技術基準を満たされた擁壁の宅地を引き取る権利があるのでは。 **経済建設部長** 先ほど県の土木環境委員会での建築指導課長の答弁の繰り返しだが、その中で自立式擁壁は違法であるということは一言も言っていない。敷地の安全性を担保できればという話。我々は、この自立式擁壁が安全であるということとを12条5項に基づいて報告をさせていただいているところである。 **その他質問** ・南部広域行政組合のゴミ処理施設整備事業が頓挫したことについて



豊川 翔平 議員

**沖縄県の浄化槽
定期検査受検率
は全国最下位の
8.6%**

下水道の
早期整備を要望

質問 浄化槽法により、浄化槽の持ち主へ年に1回の条検査が義務付けられている。本町の受検状況について伺う。

町長 沖縄県に確認したところ、第11条検査受検数は493件となっている。

再質問 環境省が公表している全国の浄化槽条検査受検率は沖縄県がワースト1位の8.6%。受検率が90%以上の県もある。この

数値について見解と要因分析を伺う。

住民環境課長 受検率では本町でも低い数値だが、合併浄化槽の設置状況では近隣市町村に比べて高い割合になっている。八重瀬町はうまく啓発もできていなかったため、今回を機に啓蒙活動を考えていく。

再質問 年に1回は義務、浄化槽の機能を保つためには年に3、4回検査を受けたほうが良いとされている。一方で、自分の家は検査を受けているが、隣の家は検査を受けておらず不公平ではないのか。複数の業者から検査に関する営業を受け、困っている等の相談事がある。地域の方にも、こういった知識、共通認識を

持っているだけで必要があると考えられる。また、業者の方にも行政から何らかの指導をしていく必要があると考える。見解を伺う。

住民環境課長 先述の話を保健所にもしっかりと伝え、町内の業者にも周知ができるよう検討する。

再質問 白紙になった港川地域のごみ処理施設計画地に、下水道の処理施設を作ることでは長年の悪臭問題も解決するかもしれない。1つの事業に多角的な視点を持つてば、複数の問題が解決できるかと思っている。様々な事業の配分を決める財政シミュレーションの見直しができないか伺う。

総務部長 財政シミュレーションの定期的な見直しは行う予定。当面の間は、給食センターの建設をはじめ、文化拠点施設等の大型事業が目白押しであるため、いまま下水道の事業を取り組むというのは厳しい状況である。

再質問 下水道の接続に各家庭30万円から100万円の負担がかかる。下水道事業がスタートしてからで

は、各家庭に対する負担が大きいため、この時期には下水道ができるので積立を願いますというのが常識的ではないか。

総務部長 シミュレーションについては将来的な仮定の話なので、公開すると混乱を招く恐れもあるため、まずは議員の皆様と勉強会なり取り組んでいきたい。

要望 実際に八重瀬町に長く住まわれている方と話しでも、汲み取りは毎年やるけど、検査はやったことないよ。という方がほとんどであった。下水道は毎月料金がかかるし、浄化槽はお金がかからないから切り替えないという認識になっているのではないかと。

農業集落排水、漁業排水ともに接続率60%ほどで、浄化槽の定期検査率は先述のとおりである。

定期検査や汲み取りも含め、浄化槽に係るお金と下水道料金で比べたとき、大雑把な試算をしたところ、各家庭2万円ほど下水道のほうが費用を抑えられる。なおかつ、下水道のほうが環境にも優しく、企業誘致

にも繋がる。まずは浄化槽の定期検査を受けることから、啓蒙活動を行っていただきたい。

浄化槽11条検査受検率の上位3都道府県			
1	岐 阜 県		96.2%
2	宮 城 県		91.4%
3	岡 山 県		90.3%
浄化槽11条検査受検率の下位3都道府県			
1	沖 縄 県		8.6%
2	大 阪 府		13.2%
3	千 葉 県		13.5%

にも繋がる。まずは浄化槽の定期検査を受けることから、啓蒙活動を行っていただきたい。

その他質問

- ・ 飼い犬登録について
- ・ 狂犬病予防について
- ・ 動物愛護活動について
- ・ 小中学生の部活動時間について



砂川 康秀 議員

具志頭畜産からの臭気の問題について

質問 ①具志頭畜産の移転が事実上不可能となり、具志頭畜産から発生する臭気が続くことになった。この問題について今後、町はどのような対策を考えているか伺う。②現地域は、ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書の知事意見において「従来から畜産業による悪臭問題が続いている地域であり、現況でも悪臭防止法に基づく規制基準値を超過する地点も存在する」とあるが、規制基準の遵守状況と規制基準を超過する地域を伺う。

町長 ①町では地域・企業・行政で組織する「具志頭畜産環境保全対策連絡協議会」を年2回開催し臭気等の問題について協議を行っている。これからも協議の場で課題解決に取り組み。②具志頭畜産の企業地は「区分A、臭気指数限度15」になっている。臭気測定は年1回、平成19年度から毎年実施し令和元年までは基準値を上回る。令和2年、3年は基準値内の結果だが、令和4年8月の測定では臭気指数21の結果となり改善勧告を行う。③測定方法は環境省の定める方法で専門の業者に委託

過する地域を伺う。

③臭気の測定方法と監視体制を伺う。

している。監視体制は具志頭畜産周辺のパトロールと苦情がある際は具志頭畜産に伝え、状況確認と対策等の指導を行う。

特別支援教育について

質問 ①特別支援学級の児童・生徒の登録状況と支援体制を伺う。②「支援会議」の構成組織と運用・開催状況・スパーバイザーを伺う。③厚労省の発達障害者支援施策のメニューの中で本町が行っている施策を伺う。④今後の特別支援教育の計画を伺う。



(アイウエディング跡地付近交差点)

その他質問 八重瀬町所有の貸付車両について

は令和4年度実績で調査審議を5回、保護者面談を4回、開催し、スパーバイザーは4回行った。④支援教育の計画は、教育支援委員会の開催、保幼小連携推進委員会との連携により支援を進めていく。また、各学校では「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成し、一人ひとりに応じた教育がなされている。

町長 ③児童家庭課では、発達障害者への地域支援として保育園・こども園へ巡回相談や、保護者に対するペアレント・プログラム等を行っている。

八重瀬町通学路の安全について

質問 ①本町での通学路合同点検の結果を伺う。②通学路対策箇所の対策を伺う。③町内の信号機設置を要請している箇所を伺う。

教育長 ①対策が必要な箇所は11件となっている。②対策は八重瀬町通学路安全推進会議で対策を行っている。③信号機設置を要請している箇所はアイウエディング跡地付近交差点等、新規4箇所、改修2箇所を要請している。



上原 勝彦 議員

ごみ処理施設と 最終処分場断念について

3市3町の財政負担が一番大きい

質問 具志頭畜産から発生

する悪臭は、約60年間関係する地域は、不快な想いに苦しめられて来た。幾度の改善策を求め抗議の声をあげたが、抜本的な解決がなされぬままの現状ある。そのような中、地域行政課題の解決にと具志頭畜産用地へのごみ処理施設建設を決定し、2019年8月に設置が決定され、長年の悪臭環境から脱却できると期待を抱いていた。しかし5年の歳月を経て進めてきた事業が令和5年5月11日南部

広域行政組合の関係する6市町の理事会で事業断念が決定され、翻弄された関係自治会は悔しい想いである。事業に係る懸案事項である、建屋補償費、移転補償が畜産側から66億円の提示があったとされるが、理事会において積算根拠の説明は十分だったのか。

町長 提示された66億円については、建屋の新設、移転に係る諸費用と理解する。理事協議会において積算額の説明はあった。

質問 ごみ処理施設事業断念に伴う会議が令和5年2月24日と5月11日に開催され、理事協議会において断念し、新たに候補地を選定するという町長からの答弁があった。5箇年の歳月をかけ、2回の協議で断念したというが、納得いかない。具志頭畜産から示された66億円という積算根拠、3市3町の理事で真剣に誘致に向け話し合われたか疑問に思う。

町長 施設の移転補償が査定したときどれぐらい出るのか、令和3年度にやろうとしたところ、新炉の部分においては、補助事業があるが、最終処分場の部分に関しては、3市3町の単費で負担しなければならぬ。3市3町の首長から単費でやる分には議会の承認は得られない。単費でやって補償費用が出たとして、頓挫したら無駄になる。そういう議論があって、畜舎の補償算定業務が止まり事業が令和4年、5年と2年止まった。八重瀬町としては、多少の無理をしても誘致したい。でも3市2町か

らすると、プラントだけでも300億円から400億円かかる。財政負担の問題が一番大きいわけである。

悪臭対策に 真剣に行動を 起こすべきだ

しっかり研究していければと思う

質問 具志頭畜産には、60年来、関係区域に迷惑をかけている思いがあれば、金額的にも譲歩を考えていかないといけない問題だ。八重瀬町が先導し悪臭対策委員会を立ち上げ、悪臭対策に真剣に行動を起こすべきである。

町長 いまのままの悪臭対策の三者協のあり方ではダメだと思っている。どういう形で企業側に行動を起こしてもらえるか、しっかり研究していければと思う。



広大な敷地の具志頭畜産



永山 清和 議員

障がい者施策について

質問 ①「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(障害者優先調達推進法)に基づく、調達方針(計画)とその達成状況の公表は。

②障害者相談支援事業所の2カ所の撤退と障害者支援区分認定調査員の辞職による影響は。
③策定が義務付けされている「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく「障害者活躍推進計画」の策定、公表は。
④法定雇用率と実雇用率について、職員数に対する法

定雇用率は何人か。達成されているのか。達成していない場合の障害者の募集、採用、雇用についてどう考えるか。

答弁 ①平成27年度より、調達方針を策定・公表し概ね目標を達成している。
②4月より1事業所へ委託し、更に、もう1事業所の公募を検討し、町内の相談事業所への案内を行っている。利用者の引継ぎ、移行についても、同行訪問等を実施するなど、利用者が安心して支援を受けられるよう努めている。障害者支援区分認定調査員も社会福祉士が代行しており、現状、影響はない。

③「障害者活躍推進計画」の策定・公表は現在策定中であり、令和5年度中に公表する予定である。
④役場の法定雇用率は、4人の2.6%、教育委員会が1人の2.5%となっている。国の調査における実雇用率は、役場が2.35%、教育委員会が2.0%と、いずれも法定雇用率を下回っているが、算出における雇用人数では、障害の種類によっては実人数へ計算上加算がされる仕組みとなっており、算出上は、法定雇用人数を満たしていることになっている。
現在は、新規採用、雇用には至っていない状況にあるが、さらなる障害者雇用の推進が必要と考えており、今年度中に策定する「障害者活躍推進計画」に沿って検討していく。

ふるさと納税で自治会活動応援事業について

質問 各地域の高齢化率の上昇は、地域自治会費の減少に繋がり自治会活動にも影響する。地域福祉や地域づくりを推進するためにも

財源を得る方策が必要である。うるま市では、自治会が実施する地域活動の活性化を図るため、ふるさと応援寄附基金条例に基づき積み立てた基金を活用して、自治会の運営及び事業に必要な経費に対し交付金を交付している。本町においてもその様な取り組みが必要であると考えているが、実施できるか。

児童生徒の派遣費用に関する助成金について

答弁 特定の自治会を指定し、ふるさと納税された寄付金を交付する仕組みは可能。自治会が地域出身者の方々に、積極的にふるさと納税を勧めていただければ、すぐにも着手したい。

質問 ①児童生徒の派遣費用に関する費助成事業における、就学援助対象者の位置づけはどうなっているか。(費用の問題で、部活動に入らない状況をつくるべきではないし、派遣されても辞退

する様な状況をつくるべきではないと考えるが。)
②支給額、支援回数を増やすことはできないのか。
③コーチ陣、外部指導者等への支給割合についても変更できないか。分ける必要がないか。

答弁 ①「八重瀬町児童生徒の派遣費用に関する助成金支給規則」の中では、就学援助をもらっている方と、もらっていない方との差は設けていない。今回の議会でも、中学校の部活動の地域移行が議論されている。今後、派遣費用の助成事業についても、そういった見直しができないか検討していきたいと考えている。
②現在、支給額、支援回数についての制限はしていない。
③他市町村等の状況を見ながら、現状等も確認しながら、教育委員会内部で協議していきたい。

その他質問

- ・お出かけサポート事業について
- ・町民提案型まちづくり事業について

地域活性化と居場所づくりは

昨今の世界情勢、コロナ禍、戦争紛争、様々な影響により物価が上がり住民生活にも影響が出る。八重瀬町として非課税世帯への補助なども臨時会にて議論された。



米増 雄二 議員

質問 自治会運営への影響を心配している。自治会費値上げも厳しい中、運営していかねばならない。自治会への電気代（運営費）補助が出来ないか何う。

町長 電気料金の補助でなく自治会管理の防犯灯及び外灯のLED化にかかる整備費用について地方創生臨時交付金を活用した補助を考えている。

再質問 字具志頭はミニデイやお年寄り、地域の皆さんの為に去年コロナ禍などを鑑みホールへクーラーを設置し、25万円くらいの電気料金が上がるかも知れないとのこと心配がある。期間限定でも補助は出来ないか。

総務課長 自治会によって

はLED化も独自で頑張つて経費削減している自治会も既にある。クーラーについて全自治会が入っていない、バランスを考えるとLED化ぐらいだと考える。

質問 具志頭公民館は常勤で子供たちの居場所になり、災害時の避難場所にもなりうる為、WiFi環境の設置が出来ないか何う。

町長 平成28年情報セキュリティ強化対策事業により公民館と役場をネットワークで繋げなくなり、終了し、各公民館でインターネット契約をお願いした経緯がある為、WiFiにおいても各自治会へ整備の検討をお願いしている。現在、町による避難場所へのWiFi整備は検討していません。

質問 南の駅内でスケートボードが禁止になり、地域でも危ないと言われ、居場所がなくなっている。禁止ではなくできる場所を作れないか何う。

町長 八重瀬町ではスケートボードが正式にできる施

設はなく、新たに整備する計画はない。地域の遊び場確保は各自治会と相談しながら、検討していきたいと思う。

八重瀬町悪臭対策は

協議会の場で問題解決に取り組む

質問 今後の具志頭地区の悪臭問題をどう対応していくのか何う。

町長 町では地域・企業・行政で組織する「具志頭畜産環境保全対策連絡協議

会」を年2回開催します。具志頭畜産に起因する臭気等の問題について協議。継続して協議会の場で問題解決に取り組んでいく。

その他質問

- ・具志頭民俗資料館WiFi設置について
- ・カサノリの現状について
- ・多々名城跡、ホロホローの森について
- ・LINE機能拡張事業について





神谷 清一 議員

空き家対策 計画の策定を 隣市町を調査し 検討する

隣市町を調査し
検討する

質問 令和3年12月議会では、町内の空き家は97件あり、その中で危険な建物は64件あると答弁している。空き家対策計画の策定は補助事業があるか調査して検討するとしたがその後の取り組み状況を問う。

町長 空き家対策は、まづづくりや観光振興の観点からも必要と認識しているが空き家対策計画と条例の制定は隣市町の状況を確認しながら検討する。

再質問 県内では糸満市や久米島町など6市町で策定

しており、計画の策定には特別交付税の財政措置もあると聞く。空き家の抑制と利活用を促進し住環境の整備のために緊急性をもって取り組むべきだ。

経済建設部長 空き家対策計画の策定は、町のマスタープランや町住生活基本計画、景観条例など関連する条例との整合性を図りながら調査をすすめ検討する。

質問 2012年から2021年までの10年間でハブの被害件数は沖縄全体で330人であるが本町は16人で県内では8番目に多い。ところが令和3年度のハブの駆除件数をみると沖縄全体で6978件あるが本町は僅か5件と少ない。住民への啓発やハブの実態

自然環境保全 条例の活用は されているか 課題を研究し 検討したい

課題を研究し
検討したい

把握の遅れ等があるのでハブ対策条例の制定を急ぐ必要がある。

住民環境課長 ハブの駆除件数が少ないのは、捕獲器で駆除した件数だけの数字になっており、今後は町民からハブに関する情報がわかるような仕組みづくりを進める。条例の制定は令和5年度を目途に取り組む。

質問 破名城海岸には5億6千万年から生息してきた化石といわれる「カサノリ」があるが、その実態と観光振興に活用できないか。

町長 カサノリは海岸の潮だまりに生息する海藻であるが1月から3月に現れみることができ。カサノリの観光振興への活用は今年度策定する観光振興計画の中で議論を進めていく。

質問 具志頭・破名城海岸の保全のためにも白水地区に集落排水事業を検討できないか。

町長 海岸保全の観点からも自然環境を守る事や公衆衛生の向上を図るうえで集落排水事業により汚水処理の整備は有益である。今後は、町の厳しい財政状況や社会情勢もみながら事業検討を行っていく。

質問 平成22年に八重瀬町自然環境及び観光資源保全条例が策定された。条例の7条で、審議会を設置して住民の意見を聞く説明会を開き、特別保全地域の指定ができることあるがなぜ遅れているのか。

総務部長 特別保全地域を指定する場合に様々な課題があると聞いており、今後は研究してどのような課題があるのか確認してみたい。



保全が必要な破名城海岸

その他質問

- ・防犯灯のLED交換への補助金について
- ・公民館の耐震・耐力度調査等について



新垣 正春 議員

ごみ処理場 計画断念

今後は、最終処分場
用地決定へ

質問 ごみ処理施設と最終処分場予定地計画断念の原因は。

町長 北部振興策への畜産に関する補助メニュー等がなく、また、畜舎の移転先においては、沖縄県環境評価条例において、環境影響評価の対象となるため、最短でも4年半の期間を要することなどから断念に至った。国頭地域に5000頭以上の大きな豚舎をもっていくに際して、企業側が我々のペースに合わせて、環境影響評価、住民の説得

など諸々の仕事を期間内にやってもらえるかどうかもある大きな心配であった。

質問 今後のスケジュールは。

町長 南城市、八重瀬町を除いた4市町から候補地の推薦を募り、令和6年5月までに候補地を決定することになっている。今後、各市町が候補地決定に向けて取り組む必要がある。

質問 今後の悪臭対策は。

町長 三者協を今ままでやってきたが、このままでは成果はあげられないと思っている。期待していた具志頭畜産の移転がだめになったこの機会に、行政の立場でやれること、連携してやれること多々あると思うので、今まで以上に本腰を入れていい方向へもって行け

るよう頑張りたい。
質問 本年度から最終処分場整備事業が開始される。町としてどのように対応していくか。

町長 最終処分場建設に関しては、輪番制で八重瀬町

が担うことに決定している。具体的な決定時期については、南部広域行政組合と調整を行っていく。



南城市にある最終処分場。10年後は八重瀬町に建設

国道、県道の 早期整備を要請

質問 南部市町村と県土木建設部との行政懇談会において、町からはどのような要望、意見を出したか。

町長 市町村共通事項として国道507号、糸満与那原線ラウンドアバウト等、県道52号線及び県道131号線、東風平豊見城線の早期整備、緊急浚渫推進事業債の事業期間延伸を要望している。町単独としては、報得川の早期整備及び旧国道507号の両側歩道整備の要望を出した。

質問 県からの回答は。

町長 国道507号八重瀬区間は早期の完成をめざし、旧同区間の歩道設置については、交通量や歩行者の道路利用状況を勘案しながら検討する。糸満与那原線については、現在用地取得等を進めており、今後地元協力を得ながら早期整備に向けて取り組んでいく等であった。

令和5年 第3回臨時会 第4回定例会 議事報告

令和5年八重瀬町議会は、5月12日に第3回臨時会、6月13日から6月19日までの7日間の日程で第4回定例会を開催した。

第3回臨時会では、令和5年度一般会計補正予算(第1号)の承認、令和5年度一般会計補正予算(第2号)、令和5年度八重瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、学校線道路整備工事(R4)の変更請負契約の締結議案について審議された。

第4回定例会では、令和4年度一般会計繰越明許費繰越計算書の報告、国民健康保険税条例の一部改正、町税条例の一部改正、町固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正の承認を求める承認案件の審議、一般会計補正予算(第3号)議案、町職員の給与に関する条例の一部改正議案、町ICT教育強化事業(電子黒板等)の備品購入契約の締結についての議案について審議、採決された。また、陳情案件が5件あり、各々の所管委員会において慎重に審議され、継続審議1件、不採択1件、採択が3件となった。関連して意見書5件が衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣や各担当大臣、沖縄県知事等あてに提出された。

一般質問では、13名の議員が登壇した。

令和5年 第3回臨時会 (5月12日の1日間)

【承認第1号】専決処分(令和5年度八重瀬町一般会計補正予算(第1号))の承認を求めることについて
(全会一致で可決)

補正理由：歳入歳出の総額それぞれ8,326万6千円が追加され、歳入歳出それぞれ152億9,326万6千円と提案され、全会一致で可決された。

【議案第32号】令和5年度八重瀬町一般会計補正予算(第2号)について(全会一致で可決)

補正理由：歳入歳出の総額それぞれ2億8,745万3千円が追加され、歳入歳出それぞれ155億8,071万9千円と提案され、全会一致で可決された。

【議案第33号】令和5年度八重瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
(全会一致で可決)

補正理由：歳入歳出の総額それぞれ2,500万円が追加され、歳入歳出それぞれ39億4,236万1千円と提案され、全会一致で可決された。

【議案第34号】学校線道路整備工事(R4)の変更請負契約の締結について(全会一致で可決)

変更理由：工事数量および請負金額の増額に伴い変更を行う。

契約金額：(変更前)56,760,000円

(変更後)58,630,000円(1,870,000円増)

履行期間：(変更前)令和5年5月20日

(変更後)令和5年6月30日(41日間増)

契約相手：株式会社 嶺建設(豊見城市字高安915番地の1)

令和5年 第4回定例会（6月13日から19日までの7日間）**【報告第2号】令和4年度八重瀬町一般会計繰越明許費繰越計算書**

報告理由：地方自治法第213条第1項（歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。）に基づき、同法施行令第146条第2項（普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の五月三十一日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。）の規定による報告。

【承認第2号】専決処分（八重瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

（全会一致で可決）

専決処分の理由：地方税等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が、令和5年3月31日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、八重瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるが、議会の議決に付すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことにより専決処分する。

【承認第3号】専決処分（八重瀬町税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて（全会一致で可決）

専決処分の理由：専決処分の理由：地方税等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が、令和5年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、八重瀬町税条例（平成18年八重瀬町令第49号）の一部を改正する必要があるが、議会の議決に付すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことにより専決処分する。

【承認第4号】専決処分（八重瀬町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて（全会一致で可決）

専決処分の理由：地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令（平成十九年総務省令第九十四号）の一部を改正する省令が令和5年3月31日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、八重瀬町固定資産税の課税免除に関する条例を改正する必要があるが、議会の議決に付すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことにより専決処分する。

【議案第35号】令和5年度一般会計補正予算（第3号）について（賛成多数で可決）

補正理由：歳入歳出の総額それぞれ1億9,567万6千円が追加され、歳入歳出それぞれ157億7,639万5千円と提案され、賛成多数で可決された。

【議案第36号】八重瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について（全会一致で可決）

提案理由：新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されたことに伴い、人事院規則において定められていた防疫等作業手当が削除される改正がなされたため、本町においても同様の改正をおこなうため。

【議案第37号】八重瀬町ICT教育強化事業（電子黒板等）の備品購入契約の締結について（全会一致で可決）

変更理由：児童生徒の情報教育及び学力向上を図るため、小中学校の各教室に電子黒板等のICT機器を整備し学習環境の充実を図る。

契約金額：37,683,800円

購入物品：電子黒板および電子黒板用PC等

納入期限：契約締結日の翌日から60日間

契約相手：株式会社 オキジム（浦添市字港川458番地）

南斎場の火葬炉増設についての意見書

令和2年度国勢調査確定値によれば、沖縄県の65歳以上の高齢化率は22.6%となっており、前回調査よりも2.9ポイント上昇している。

八重瀬町における高齢化率は、平成30年3月末時点20.3%、令和4年3月末時点22.4%、高齢者人口は平成30年3月末時点6,360人、令和4年3月末時点7,207人となっており、高齢化率及び高齢者人口は増加傾向にある。

そのような中、南斎場においてはご遺体の火葬まで1週間程待たなくてはならないケースもあり、その間ご遺体を安置するためご遺族の費用負担が生じ精神的、経済的負担を強いられていることについて利用者からの相談が多数寄せられており、火葬待ちの日数を改善する必要に迫られている。

南斎場については、計画当初は8炉造る計画でしたが、その当時は賛同を得られず現在の6炉となった経緯があります。現在稼働の6炉に加え残る2炉の設置スペースは当初から確保されており、2炉を増設することにより予備炉が確保され施設の長寿命化につながっていくものと考えられます。

今後も第二次ベビーブーム世代の高齢化に伴い需要が増加していくものと予測されます。

つきましては、南斎場の利用者負担の軽減を図るため、下記の事項について十分な対応を講じられますよう強く要望します。

記

1、南斎場の火葬炉の2炉増設について早急に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年6月19日

沖縄県八重瀬町議会



あて先
南部広域市町村圏事務組合理事長

「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書

経済格差の拡大などによる就学援助児童生徒の増加、保護者等の多様な教育ニーズ、子どもたちの学力格差の拡大など、ますます教育現場では困難な状況が表れている。日本の学校の「1学級40人」の定数は国際的にみて異常な多さであり、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多い状態である。

2021年3月の国会において「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部を改正する案が可決し、小学校の学級編制の標準を5年間かけて計画的に35人に引き下げることにしたが、2010年に文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げている。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかである。学校現場では、個々に応じたきめ細かい指導や、ゆとりをもった授業が強く求められており、1人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要がある。

また、沖縄県はすでに独自の少人数学級施策として、2012年度から順次実施してきた。さらに、2021年4月から「35人以下学級」を中学校2・3年生まで拡大したが、県独自の施策におけるいわゆる「25人下限」があるために、35人以下学級ができない事例もある。これら「少人数学級」の実現は、次代を担う子どもたちの教育をより良くしていくために必要不可欠な制度であり、実際には日本各地で何らかの形で「少人数学級」の施策が実施されている。中には沖縄県より進んだ「少人数学級」が実現している他府県も多くある。

しかし、さまざまな教育課題をかかえる沖縄県では、それを解決するための「少人数学級」実現はまだ不十分な状況にある。すべての子どもたちがどこに生まれ育ったとしても等しく良質な学校教育を受けられるようにすることは、多くの保護者・教育関係者の願いであると同時に、国はもろろん県・市町村も含めた行政の責任でもある。そのためにも学校現場における「30人以下学級」の完全実現は急がれる課題になっている。よって、本町議会は、下記事項について早急に実現するよう強く要望する。

記

一、閣議決定された政府『骨太方針2021』で検討することを言及した、中学校全学年までの「35人以下学級」を推進すること。

一、さらに「30人以下学級」の早期・完全実現を国の責任で行うこと。
特に、教職員定数の大幅な改善など人的措置・財政的な措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月19日

沖縄県八重瀬町議会



あて先 内閣総理大臣 岸田 文雄 様
文部科学大臣 長岡 桂子 様

「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃することと18歳まで子ども医療費無料制度早期実現など子ども医療費無料制度の改善を求める意見書

経済的条件にかかわらず必要な時に安心して医療機関を受診できることは、子どもたちの心身の健やかな成長のために必要であり、多くの沖縄県民の願いでもある。自治体による子ども医療費助成制度は、全国でも沖縄でも大きく広がっている。

2021年4月1日現在で、18歳年度末まで医療費助成をしている全国の自治体は「通院外来」で47.2%、さらにこの勢いは加速している。沖縄県内もこの間大きく前進していますがそれでも2022年10月1日現在31.7%である。

いま高校生世代の困窮も問題になっており、子どもの医療費無料制度も18歳年度末まで拡大すべき状況である。政府は、いわゆる「異次元の少子化対策(試案)」で18歳までの医療費助成へのペナルティ(国民健康保険国庫補助金の削減)廃止をここ3年間の課題として条件付きで実施を表明した。

今後より子ども医療費無料制度を安定的に運営するためには、国の制度として創設するとともに、全国知事会、市長会、町村会も求めるように政府によるペナルティは直ちに条件を付けずに全廃すべきである。

沖縄県では多数のヤングファミリーも報告されており、子育て世帯でも多くのご家庭が困窮している実情がある。少子化対策や子育て支援、子どもの貧困対策の一環として、子ども医療費無料制度を一日も早く広げ安定運用するために、以下の項目の実施を国に求める。

1. 子ども医療費助成制度を現物給付にした市町村への国民健康保険への国庫補助の削減は少子化対策にも逆行するものであり、直ちに条件を付けず全廃すること
2. 18歳までの医療費無料化を国の制度として実現すること

地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年6月19日

沖縄県八重瀬町議会



提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 殿

「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書

今日の教育の抱えている課題を解決するためには、地域や子どもたちの状況を踏まえ多様な教育活動が推進できるよう、「当事者」である学校や市町村教育委員会が主体的に運営できる仕組みに改善することが喫緊の課題である。そのための財政的な保証は、国の絶対的な責務である。義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として完全に定着しており、現行教育制度の重要な根幹をなしている。

しかしながら政府は、昭和60年度以降、義務教育費国庫負担制度の見直しを断続的に行い、これまで旅費、教材費、恩給費、共済費、公務災害補償基金、退職手当及び児童手当等義務教育に係る経費を相次いで一般財源化した経過がある。さらに、2006年の三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合は「2分の1」から「3分の1」に引き下げられた。教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国の中で日本は最下位となっているのが現状である。

現在、教職員給与費のさらなる一般財源化ばかりか義務教育費国庫負担金全額の一一般財源化を押し進めようとする動きがある。もし、義務教育費国庫負担が無くなれば、自主財源の厳しい地方公共団体では、義務教育に十分な予算を回すことができなくなり、地方公共団体間での教育条件に大きな格差が生じる。特に、多くの離島僻地校を抱える本県は非常に深刻な状況に置かれることが予想される。

子どもたちの教育に、地域による格差があってはならない。憲法に保障された義務教育においては、全国均質の教育条件を国の責任で保障すべきである。よって、本町議会は、下記事項について早急に実現するよう強く要望する。

記

一、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、その根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持し、早急に国の負担を（2分の1以上に）拡充すること。

一、教職員定数改善を速やかに実施するとともに、学校現場に必要な教職員を確保し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職の配置を正規職として拡充できるようにすること。

一、意欲と情熱を持って教育に取り組む、優れた教員を確保するため、人材確保法を堅持し、勤務実態を踏まえた教員の処遇改善に努めること。

一、教育関係予算を増額し、充実にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月19日

沖縄県八重瀬町議会



あて先 内閣総理大臣 岸田 文雄 様
文部科学大臣 長岡 桂子 様

「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書

経済格差の拡大などによる就学援助児童生徒の増加、保護者等の多様な教育ニーズ、子どもたちの学力格差の拡大など、ますます教育現場では困難な状況が表れている。日本の学校の「1学級40人」の定数は国際的にみて異常な多さであり、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多い状態である。

2021年3月の国会において「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部を改正する案が可決し、小学校の学級編制の標準を5年間かけて計画的に35人に引き下げることになったが、2010年に文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げている。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかである。学校現場では、個々に応じたきめ細かい指導や、ゆとりをもった授業が強く求められており、1人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げることがある。

また、沖縄県はすでに独自の少人数学級施策として、2012年度から順次実施してきた。さらに、2021年4月から「35人以下学級」を中学校2・3年生まで拡大したが、県独自の施策におけるいわゆる「25人下限」があるために、35人以下学級ができない事例もある。

これら「少人数学級」の実現は、次代を担う子どもたちの教育をより良くしていくために必要不可欠な制度であり、実際に日本各地で何らかの形態で「少人数学級」の施策が実施されている。中には沖縄県より進んだ「少人数学級」が実現している他府県も多くある。

しかし、さまざまな教育課題をかかえる沖縄県では、それを解決するための「少人数学級」実現はまだ不十分な状況にある。すべての子どもたちがどこに生まれ育ったとしても等しく良質な学校教育を受けられるようにすることは、多くの保護者・教育関係者の願いであると同時に、国はもちろろん県・市町村も含めた行政の責任でもある。そのためにも学校現場における「30人以下学級」の完全実現は急がれる課題になっている。

よって、本町議会は、下記事項について早急に実現するよう強く要望する。

記

一、閣議決定された政府『骨太方針2021』で検討することを言及した、中学校全学年までの「35人以下学級」を推進すること。

一、さらに「30人以下学級」の早期・完全実現ができるよう教職員定数の大幅な改善など人的措置・財政的な措置を国に要請すること。

一、県独自にも「30人以下学級」が実現できるよう、枠の拡大や下限条件「25名以上」の引き下げに努力すること。

一、「30人以下学級」に伴う教室増等の条件整備を市町村と連携して早急に、かつ計画的に行うこと。

一、増員される教職員は臨時採用ではなく、正規の教職員をあてるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月19日

沖縄県八重瀬町議会



あて先 沖縄県知事 玉城 デニー 様
沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満 様

職員紹介



金城 州彦 係長

4月の人事異動により、新垣正義係長が、生涯学習文化課へ、健康保険課から、金城州彦係長（字東風平）が議会事務局へ着任した。

新垣係長には、3年間事務局として頑張って頂いた。金城係長には、スムーズな議会運営を目指して頂きたいと思っている。

ご本人の意気込みを頂きました。

初めての議会事務局で右も左も分からない状況ですが、局長を先頭にブレない議会運営を心掛けていきたいと思えます。

また、議会だよりの編集にも携わっているのでも、読みやすく、読みたくなる議会だより作成にも力を注ぎたいと思えます。

訂正とお詫び

議会だより第69号5頁、神谷信夫議員の一般質問見出しに誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。

(誤)

区画整理事業の際に違法擁壁を放置している

(正)

区画整理で建築基準法の擁壁について



6月25日(日曜日)に港川ハーレーが3年ぶりに開催され、「航海の安全」「豊漁」を祈願し、熱戦が繰り広げられました。沖縄もいよいよ夏本番を迎えます。5月8日からコロナ感染症が2類から5類に移行された事に伴い、各地でイベントが予定されています。その影響もありコロナ感染症の罹患者も増え、病院の逼迫化が懸念される場所があります。ウイルスの変異と、人類の戦いはこれまでも、これからも続いて行きます。

予防接種を受けたからといって、決して感染しない訳では無く、重症化を抑えるためである事をご理解して頂き、感染予防三原則を守って感染しない、させないよう努めましょう。

町民の方々にとりましては、お体ご自愛下さいまして、熱中症、並びにコロナ感染症には、十分注意し、夏を乗り切って行けるよう祈念致します。

議会広報常任委員会

新垣 勝夫

編集後記